様式 ６２

充てん設備の技術上の基準に関する説明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 充てん設備の使用の本拠の名称 |  | | |
| 充てん設備の使用の本拠の所在地 |  | | |
| 貯蔵能力 | Ｋｇ | 貯蔵施設の記号及び番号 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項 目 | | 条 項 | | 対応事項 |
| 貯蔵設備の形態 | | 64条１号 | | □ 貯蔵設備は容器であること。 |
| 耐圧試験 | | ２号 | | □ 耐圧試験に合格するものであること。 |
| 気密試験 | | ３号 | | □ 気密試験に合格するものであること。 |
| 肉厚 | | ４号 | | □ 告示で定める肉厚を有すること。 |
| ポンプ等の構造 | | ５号 | | □ 軸シール部のない構造のもの。  □ 起動及び停止スイッチは、遠隔操作ができる  ものであること。 |
| 発電器の構造 | | ６号 | | □ 発電器は火花を発生しない構造であること。 |
| 充てんホース | | ７号 | | □ 鋼線編組式ホースであること。 |
| ８号 | | □ 安全継手を設けること。 |
| ９号 | | □ ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ用液流出防止装置を設けること。 |
| 均圧ホース | | 10号 | | □ 鋼線編組式ホースであること。  □ 安全継手を設けること。  □ 脱着用のカップリングを設けること。 |
| 緊急遮断装置 | | 11号 | | □ 緊急遮断装置を設けること。 |
| 液封防止措置 | | 12号 | | □ 液封による配管又は充てんホース破損を防止  する機能を有する構造であること。 |
| 液面計 | | 13号 | | □ 容器には、液面計を設けること。 |
| 温度計 | | 14号 | | □ 容器には、温度計を設けること。 |
| 圧力計 | | 15号 | | □ 圧力計を設けること。 |
| 誤発信防止装置 | | 16号 | | □ 誤発信防止装置を設けること。 |
| 緊急停止スイッチ | | 17号 | | □ 緊急停止スイッチを設けること。 |
| 緊急停止・警報 | | 18号 | | □ 充てん作業中に、異常を検知した場合に、緊  急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポ  ンプ又は圧縮機の停止及び発電器を使用して  　 いるものにあっては発電器の停止を同時に行  う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し  又は表示する装置を設けること。 |
| 使用の  本拠の  所在地 | 明示 | 19  号 | 14-1 | □ 使用の本拠の所在地が明示されていること。 |
| 警戒標 | 14-2 | □ 警戒標が掲げられていること。 |
| 保安距離 | 14-3 | □ 必要な保安距離を有すること。 |
| 障壁 | 14-4 | □ 保安距離を有しない場合は障壁を設けること。 |
| 滞留しない構造 | 14-5 | □ 滞留しない構造であること。 |

（記載要領）

１．該当しない欄は抹消すること。

２．対応事項は、必要によって別紙に説明書を添付すること。

３．該当する□には✔を付すこと。